

Ⅲ.温泉

温泉を汲み上げている皆様へ（温泉法改正による可燃性天然ガスの確認の手続きについて）

可燃性天然ガスによる災害の防止を目的として温泉法が改正（平成19年11月30日法律第121号）され、平成20年10月1日に施行されました。

温泉を汲み上げ又は汲み上げようとする方は、「温泉採取許可申請」又は可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としない事を確認するための「可燃性天然ガス濃度確認申請」の何れかの手続きが必要になります。

（1）対象者

旅館や公衆浴場等の営業施設で温泉を汲み上げている方だけでなく、一般家庭や、別荘、温室、工業用の利用等も対象となります。また、自噴泉を採取している場合も対象となります。

（2）手続き

①可燃性天然ガス濃度の測定

温泉を汲み上げている場所の可燃性天然ガス(メタンガス)濃度の測定を、登録分析機関又は環境省等の開催する講習会を受講した計量証明事業者に依頼してください。

②可燃性天然ガス濃度確認申請又は温泉採取許可申請

可燃性天然ガス濃度の測定結果により、次のとおり手続を行ってください。

測定法	基準値	手続き
水上置換法	2.5%(50%LEL)以下	可燃性天然ガス濃度確認申請
槽内空気濃度測定法	1.25%(25%LEL)以下	
ヘッドスペース法	0.25%(5%LEL)以下	

基準値	手続き
上記の値を超える濃度	温泉採取許可申請 (可燃性天然ガス対策を行った上で申請を行う必要があります。)